

## 平成29年度 第8回頸城区地域協議会次第

日時:平成29年10月30日(月)  
午後6時30分から  
場所:頸城コミュニティプラザ  
2階 203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議 事 項

○自主的審議事項について・・・・・・・・・・・・・・・・資料No.1

4 報告事項

○上越市クリーンセンターの供用開始について

○台風21号による区内の被害状況について

5 そ の 他

6 閉 会

## 地域協議会の自主的審議事項に関する通知票

提出日：平成 年 月 日

地域協議会名		
審議事項	件名	
	概要	
担当課 ※不明の場合は記載不要		
審議開始日		
備考		

自治・地域振興課に実際に提出する日を記載してください。

記載例

## 地域協議会の自主的審議事項に関する通知票

提出日：平成21年12月21日

地域協議会名		〇〇区地域協議会
審議事項	件名	〇〇区地域振興センターの利活用の促進について
	概要	<p>・当区の中核的施設である〇〇区地域振興センターの利活用状況が漸減傾向にあるが、地域のコミュニティを活性化するためには不可欠であると考えられるため、より利活用しやすい運営面での改善点について検討するもの。</p>
担当課 ※不明の場合は記載不要		□□課、▲▲課
審議開始日		平成〇年〇月〇日
備考		自主的審議事項に係る提案書については、別紙のとおり。

地域協議会で決定した審議の概要を記載してください。  
(審議の結果により、提案書等と不整合になることも考えられます)

関連する課等が複数あることが明らかな場合は、すべて記載してください。

委員からの提案書や参考資料等の提出がある場合は「備考欄」にその旨を記載し、通知票の提出にあわせて自治・地域振興課に送付してください。



## 上越市クリーンセンターの供用開始について

10月1日(日)午前9時から、上越市クリーンセンターの開所式を、施設周辺の町内会と地域協議会、工事関係者など約60名の来賓が見守る中、執り行いました。

本施設は、ごみの高カロリー化に対応した焼却炉を導入するとともに、焼却時の余熱を活用した高効率ごみ発電機能を備えているほか、処理に伴い発生した排水を場内のトイレや焼却灰の冷却に再利用するなど、環境に配慮した施設となっています。

さらに、子どもたちを始め大人からも環境意識を高めていただくよう、見て、聞いて、触れられる展示学習エリアを充実させました。

市では、市民の皆様から、ごみの分別や減量化の大切さを一層理解し、実践していただけるよう啓発に努め、資源循環型社会の形成と、人にも地球にもやさしいまちづくりを進めてまいりますので、施設周辺の住民の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 1 施設名称について

- 市議会9月定例会での議決を経て「上越市クリーンセンター」となりました。なお、同施設の供用開始にあわせ、第1クリーンセンター及び第2クリーンセンターの供用を廃止しました。

### 2 搬入路の変更について

- 10月2日(月)から、搬入路を施設東側(市道下名柄川端線側)とし、西側からの搬入を停止しました。市民の皆様へは広報上越9月1日号に次のようにお知らせしました。

**新クリーンセンターへの  
燃やせるごみの搬入経路を変更**

10月2日(月)から、新クリーンセンターを本格的に稼働します。これに伴い、次の経路で燃やせるごみを持ち込んでください。  
※ごみを持ち込む際は正しく分別してください。分別方法など詳しくは、各世帯に配布した「家庭ごみの分け出し方ガイド」または市ホームページで確認してください。

**搬入の際に確認を**

- 受付日時  
月曜日～土曜日の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
- ※日曜日、1月1日～3日は休業

●●●● 9/30 までの搬入経路    → 10/2 からの搬入経路

※10月2日からは、東側の市道下名柄川端線から搬入してください。

問合せ…生活環境課(○9月30日まで=☎025-543-2809  
○10月2日から=☎025-526-5111、内線1619)

### ◆開所式の様子◆



村山市長が式辞



開所式には約60人が出席



勇壮にくびき太鼓「雁ヶ音会」が演奏



東中島・下名柄両町内会長も揃ってテープカット



実物大のごみクレーンは迫力満点



発電体験や焼却炉内を再現



ゆったりとした見学通路



展示学習エリアで環境意識を高めて

### 3 生活環境課の事務所の移転について

- 9月19日(火)に第3庁舎にあった生活環境課の事務所がクリーンセンター管理棟2階へ移転しました。なお、連絡先は今までと同じ(☎025-526-5111)です。

### 4 団体による視察や見学会について

- お申し込みは随時、生活環境課で受け付けております。ご希望の日時や人数などを事前にご連絡ください。